出席停止期間を経過し、園へ提出する日を記入ください。

記入例

令和 5 年 5 月 14 日

かすがこども園 園長 様

新型コロナウィルス経過報告書

園児のクラス・名前：＿＿＿＿＿＿ぐみ＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり、発症した**後 5 日**を経過し、かつ、症状が軽快した**後 1 日**を経過しましたので、出席停止措置の中止をお願いいたします。

記

受診日ではなく、医師が診断した発症日を記入ください。

1　発症日：令和　5 年　5 月　8 日

2　診断日：令和　5 年　5 月　9 日（　医療機関名：〇〇小児科　　）

症状が軽快した場合でも、発症後 5 日を経過するまでは、体温を測定ください。

1 日につき、少なくとも午前 1 回・午後 1 回は体温を測定し、記入ください。

3　体温の記録

	体温測定日	測定時間	体温			
発症 0 日目	5 月　8 日	午前 7 時 15 分：	37 度 7 分	午後 6		
発症 1 日目	5 月　9 日	午前 7 時 25 分：	38 度 4 分	午後 6		
発症 2 日目	5 月 10 日	午前 8 時 15 分：	38 度 8 分	午後	時 00 分：	38 度 7 分
発症 3 日目	5 月 11 日	午前 8 時 25 分：	37 度 5 分	午後 7 時 15 分：		37 度 5 分
発症 4 日目	5 月 12 日	午前 8 時 30 分：	36 度 8 分	午後 7 時 15 分：		36 度 7 分
発症 5 日目	5 月 13 日	午前 7 時 15 分：	36 度 5 分	午後 7 時		36 度 3 分

解熱 0 日目

解熱 1 日目

※発症した日の翌日から　　熱した翌日から起算。

解熱

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸

※出席停止解除後、発症から 10 日経過するまではマスクの

記入例の場合、5 月 14 日の時点で発症した後 5 日、かつ、解熱後 1 日の基準を経過したことになりますので、5 月 14 日以降に出席可能となります。

学校保健安全法施行規則第 19 条による、新型コロナウィルスによる出席停止期間は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 2 日（小学生以上は 1 日）を経過するまで」とされています。